組合相談コーナー　賛助会員制度の導入について

［Q］　当組合では、関連企業との協力体制と組織強化を図るために賛助会員制を取り入れたいと考えていますが、どのような手続きを行えばよろしいでしょうか？

［A］　賛助会員制度を導入するためには定款の条文の追加が必要となりますが、このほか、以下の要領に従って規約を作成し、詳細の定めをしておく必要があります。

(1)賛助会員の資格

賛助会員の資格は、それぞれの組合の実情に応じて定めることになります。ただし、賛助会員は法に定める組合員には該当しないことに留意してください。

(2)賛助会員に対する事業

賛助会員に対する利便の供与等の事業活動についても、組合の実情に応じて行わなければなりませんが、あくまでも制度の趣旨を逸脱しない範囲で検討する必要があります。例えば、組合が作成または発行する資料・情報提供、組合・組合員との情報交換や、このために開催される懇談会等がこれに該当します。なお、賛助会員が定款で定めた組合事業を利用する場合には、員外利用に該当するので注意が必要です。

(3)賛助会員の加入・脱退

賛助会員の加入、脱退は任意とし、加入の諾否は理事会で決定します。また加入にあたっては入会金を徴収しても差し支えありません。なお、脱退については、あらかじめ組合に届けるものとします。

(4)会費の徴収

会費を徴収する場合は、その徴収額、徴収基準等については組合の実情に応じて適宜定めていきます。会費の徴収については平等、差等、併用といった区分を明確にし、差等については会員の規模等を基準として検討する必要があります。

(5)その他

賛助会員の除名に関する規定や突発的に発生する諸問題については、ただちに理事会で対処可能な定めが必要となります。

以上のような点に留意しつつ、定款変更を行うことになります。

定款変更や規約の制定等については、本会へご遠慮なくご相談ください。

話題の広場

中央会事業より

強化された車両制限令違反措置について学ぶ
～組合活力向上事業（秋田県物流センター協同組合）～

9月5日（火）、秋田市のルポールみずほにおいて秋田県物流センター協同組合（齊藤正敏理事長）を対象とした組合活力向上事業を開催しました。研修会では、東日本高速道路株式会社東北支社より講師を招き、平成29年4月1日より強化された車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直し内容について情報収集を行いました。

高速道路上での法令違反車両の取り締まりが強化されたことにより一層法令を遵守した通行が求められることから、本研修会の開催にあたり、高速道路料金別納事業を実施する会員組合へ参加の呼びかけを行い、延6組合43名が参加しました。

［研修会の様子］

今回、見直しとなった従来との主な違いは、

(1)車両制限令の違反により付加される違反点数の累積期間が3ヶ月から「2年間」に変更

(2)組合員の累積違反点数が60点を越えると大口・多頻度割引の一部割引停止措置の実施

(3)該当組合員が違反を繰り返すと組合全体に割引停止措置等の影響が発生

であり、組合事業が滞りなく実施されるためには組合員が車両制限令違反とならぬよう、より一層の周知徹底が求められます。

組合では、今後も道路法を含め、コンプライアンスの遵守と円滑な事業運営のため組合員との情報共有を徹底しながら、安心・安全な運送を目指すこととしています。

［講師：神田課長代理］